

試験方針とは

基本方針に基づき、特定技能制度及び育成就労制度における技能評価試験及び日本語試験の実施に関する基本的事項（手続等）を定めるもの

⇒ **既存の特定技能制度に係る試験方針と育成就労制度に係る試験方針について、新たに一体的に作成**

試験方針の概要

1 総則

- 本試験方針は、分野所管行政機関及び制度所管行政機関の適切な関与の下、試験の適正な実施を確保するために定めるものである。

2 特定技能制度及び育成就労制度の共通事項（注）

【技能評価試験の作成手続】

- 分野所管行政機関は、試験方針に従い試験実施要領案を作成し、分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験実施要領案に適合するように試験問題案等を作成する。
- 試験実施要領案、試験問題案等の作成は、専門的知見を有する者に意見を求め、確認を受けた上で行う。
- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、専門家会議の確認を受けた後、試行的な試験を実施し、その結果について、専門家会議の確認を受ける。
- 専門家会議は、技能評価試験が適正に実施されるかについて検討を行い、意見を述べる。

【日本語試験の作成手続】

- 分野所管行政機関から指示を受けた日本語試験実施機関は、有識者に助言等を求めた上で、試験実施要領案等の作成を行う。
- 分野所管行政機関は、試験実施要領案の適正性、試験水準の適正性、ガバナンスの適正性等について確認する。
- 制度所管行政機関は、文部科学省とともに、必要に応じて専門的な知見を有する有識者にヒアリングを実施した上で日本語試験を追加することが適当か確認する。

（注）技能検定、国際交流基金及び日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）、国際交流基金が実施する国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）は、作成にあたって制度所管行政機関による確認を不要とする。

【試験の実施方法等】

（試験委員等の指定等）

- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験問題の作成及び選定、採点基準等の作成を行わせるため、必要な学識経験、実務経験又は資格を有する者を試験委員等として指定する。
- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験委員等が作成した試験問題案等について、試験委員等とは別の有識者に助言等を求めるなどして、内容の適切性の確認等に努める。

（不正防止策等）

- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置する。試験監督者には、事前に研修を受けさせるなどして、業務を適切に行わせる。
- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、試験問題及び試験関係書類の厳重な管理、在留カードやパスポート等による確実な本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施等の不正防止策を講じる。

（試験結果の公表等）

- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、各事業年度終了後、制度所管行政機関に対し、試験実施状況報告を提出し、制度所管行政機関の確認を受けた後、当該報告書を公表する。
- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、専門家会議又有識者の確認を受けた日から起算して3年を目途とし、以後概ね3年ごとに試験実施結果及び運営状況についての自主点検結果に係る報告書を提出し、制度所管行政機関は提出された報告書を専門家会議又は有識者へ報告する。

このほか、実施方法、実施場所、実施回数等について、特定技能制度、育成就労制度ごとに分けて規定

特定技能評価試験及び育成就労評価試験の作成プロセス

分野所管行政機関・試験実施機関

- 分野所管行政機関が試験実施機関を選定する
- 分野所管行政機関及び試験実施機関は、専門的知見を有する者に意見を求めた上で、試験方針に従い試験実施要領案、試験問題案、育成就労計画の審査基準案（育成就労産業分野のみ）を作成する

制度所管行政機関

- 試験実施要領案が試験方針に適合することなどを確認する

専門家会議

- 分野所管行政機関及び試験実施機関から意見を聴取するなどして、試験実施要領案等の適正性の確認等を行う
⇒ 専門家会議の確認後、分野所管行政機関及び試験実施機関は試行的な試験を実施する
(既存の特定技能評価試験及び技能実習評価試験を実質的な内容の変更なく活用する場合にあっては、過去の試験実施状況の報告等をもって試行的な試験の実施に代える)
- 試行試験の結果を踏まえ試験が適正に実施されるか検討し、検討結果を有識者会議に報告する

- 専門家会議の意見を踏まえ、試験が適正に実施されることを確認した場合は、分野所管行政機関及び試験実施機関に通知し、分野所管行政機関は当該試験を分野別運用方針案において定める
- 有識者会議の確認を受けた上で、政府において分野別運用方針を決定する

日本語試験作成・追加フロー

分野所管行政機関対応

日本語試験を追加しようとする分野所管行政機関が日本語試験実施機関に対して、試験方針、留意事項(ガイドライン)に従った試験実施要領案等の作成を指示

日本語試験実施機関において、有識者に助言等を求めた上で試験実施要領案を作成

分野所管行政機関において試験実施要領案の適正性、試験水準の適正性、ガバナンスの適正性等について確認

専門家(注2)対応

法務省及び厚労省(注1)において、文部科学省とともに、専門的知見を有する有識者にヒアリングを実施し、日本語試験を追加することが適当か確認

法務省及び厚生労働省から結果を分野所管行政機関へ通知

法務省及び厚生労働省から有識者会議へ日本語試験の追加を報告

注1 特定技能制度に係る日本語試験にあつては法務省。以下同じ。

注2 日本語教育等の専門的な知見を有する者